

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp
件名: 【産業医大タバコメルマガ_191008】北海道議会、新議会議棟にJTの寄付で喫煙室、道がパブコメを募集中(10月8日まで)
日付: 2019年10月8日 8:46
宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む3581名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3581
産業医科大学 大和より(知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい)

「北海道」「議会」「喫煙」で検索して下さい。以下のように喫煙室の新設反対、という記事が出てきます。

10月5日 道議会自民「すぐに禁煙難しい」 喫煙所設置を総会で決定
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/351664>

10月4日 反対押し切り議会庁舎内に喫煙所 北海道、JTが寄贈へ
<https://digital.asahi.com/articles/ASMB44HPMMB4IPE00M.html>

10月4日 道議会に喫煙所 「特権」で押し切るのか
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/35121>

10月4日 自民党派、異論押し切り喫煙所設置決定 道議会新庁舎内に
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/351404>

新議会議棟の喫煙室の設置に反対する理由は

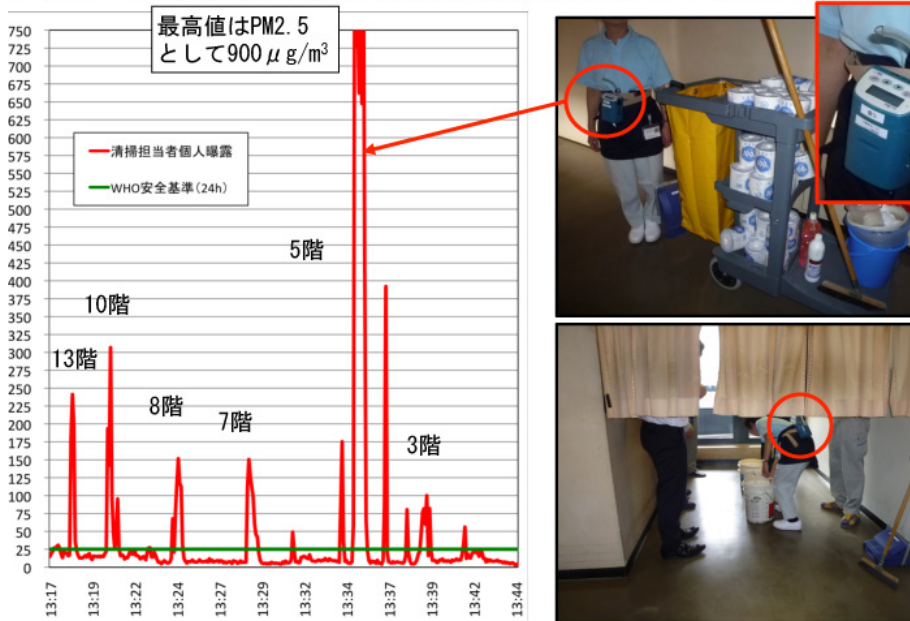
- ①喫煙室では受動喫煙を防止できない。以下のホームページをご覧ください。
<http://www.tobacco-control.jp/movies.htm>
- ②喫煙室の清掃業者の職業的な受動喫煙が解消できない
- ③煙と一緒に空調された空気を排気することは電力、電気代のムダ(=税金のムダ)
- ④そもそも、改正健康増進法に反する(同じく第二種施設に分類された司法は自ら敷地内禁煙を選択)
- ⑤JTから利益を受けることで喫煙対策が甘くなる(利益相反)

このタイミングで「北海道受動喫煙の防止に関する条例(仮称)」について意見募集をしています(10月8日まで)。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/zyudoukuitentaisaku-pabukome.htm>
募集用紙は、目的、責務、基本的施策、主な規定、条例の見直し規定、と別れていますが、「その他」の項目があるので、様式にとらわれることなく意見を送れます。

北海道医師会は何度も反対の意見を送り、記者会見も開いていますが、効果がありません。日本国中が注目している、ということを示すしかないようです。私も過去の測定結果を添付して、上記の意見を送りたいと思います。

垂=喫煙室では、**清掃業者の職業的受動喫煙**が永久に解決できない



@@@
807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン: 093-691-7473、学内PHS 4729、
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、
ホームページ: <http://www.tobacco-control.jp/>
3日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。